

保護者 様

板橋区子ども家庭部 保育サービス課長 佐藤 隆行  
(公印省略)**登園自粛に伴う保育料の減額・免除の手続きについて（6 月分詳細）**

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、認可保育施設の登園を自粛した際の 6 月分保育料の減額・免除の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

**1 保育料の減額・免除実施概要**

<b>対象者</b>	板橋区民で、0～2 歳児クラスの児童の中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛にご協力いただいた方 板橋区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にお問い合わせください。
------------	--

**2 保育料の計算方法**

登園自粛していただいた場合、登園日数分の保育料となります。

**減額後の保育料＝月額保育料×登園日数÷25 日**

- ・ 1 日も登園がなかった場合は 0 円となります。
- ・ 保護者同伴の行事（入園式等）のみの参加は、登園日にカウントしません。
- ・ 10 円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。
- ・ 保育時間が短い場合でも、登園した場合は 1 日登園した扱いとなります。

**3 保育料の減額の手続き****(1) 同一月中に 1 日も登園しなかった場合（免除）**

保護者様からの手続きは必要ありません。保育サービス課が各保育施設より確認を行います。

**(2) 同一月中に 1 日以上登園した場合（減額）**

登園自粛をした日が同一月中にある場合のみ、「登園状況確認書」をご提出ください。

<b>提出物</b>	「登園状況確認書（6 月分）」※施設からの印があるもの 書式は、保育サービス課窓口・各保育施設・ホームページより取得可能です。 《ホームページ掲載場所》 トップページ⇒子育て・教育・生涯学習⇒子どもを預ける⇒認可保育施設⇒新型コロナウイルスに関する保育所の対応について
<b>提出期限</b>	<b>6 月分保育料：令和 2 年 7 月 15 日（水）</b> ※ 3・4・5 月分の「登園状況確認書」が期日までに提出できなかった場合は、6 月分の「登園状況確認書」とあわせてご提出ください。 ※ 期限を過ぎての提出でも返金可能ですが、保育料のお知らせや充当処理までにお時間をいただきます。
<b>提出先</b>	各保育施設へご提出ください。 園からの印を受けることが困難な場合は、保育サービス課入園相談係まで直接ご

<p>提出ください（郵送可）。施設印は不要です。</p> <p>板橋区外の保育園に通園している方は、施設からの印を受け、保育サービス課に直接提出してください（郵送可）。</p>
--

#### 4 減額した保育料の通知

減額後の保育料の決定通知は、「登園状況確認書」をご提出の方のうち、**保育料が減額・免除になる方にのみ通知いたします**。減額後の保育料の通知時期・返還方法は以下の通りです。

<b>6月分保育料</b>	【通知時期】 8月下旬～9月上旬
	【返還方法】 9月以降の保育料に充当

#### 5 月極め延長保育料（区立保育園）について

##### （1）計算方法

<b>対象者</b>	区内区立保育園の月極め延長保育を利用している児童のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延長保育の利用自粛にご協力いただいた方 私立保育園・地域型保育施設の延長保育料については、各施設にご確認ください。
<b>減額式</b>	利用自粛していただいた場合、利用日数分の保育料となります。 <b>減額後の延長保育料＝4,000円×延長利用日数÷25日</b> 同一个月内に1日も延長保育を利用しなかった場合は、免除（0円）となります。 こぶし保育園にて月額8,000円で利用している方は、「8,000円×延長利用日数÷25日」となります。

##### （2）減額の流れ

各園から利用を自粛した日数の報告を受け、延長保育料を決定します。減額後の延長保育料は延長利用月の翌月中旬にお知らせいたします。その後、保護者様にお支払いいただきます。

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL3579-2452